

**令和 7 年度 介護施設・サービス事業従事者向け高齢者虐待対応研修
開催要綱**

- 1 目 的 高齢者虐待防止法の主旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組、及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を習得することにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成するため。
- 2 実施機関 一般社団法人 秋田県社会福祉士会
※本事業は秋田県からの委託事業として実施するものです。
- 3 受講対象 介護施設等の施設長、介護主任等、施設等内において指導的立場にある者
- 4 受講定員 80名（先着順）
- 5 日程会場 令和7年11月26日(水) 10:00～16:30
中央シルバーエリア（多目的ホール）
住所：〒010-1412 秋田県秋田市御所野下堤5丁目1-1
- 6 申込方法 別紙1「受講申込書」に必要事項をご記入の上、令和7年11月12日（水）までに、FAX又はEメールにて、下記、秋田県社会福祉士会事務局までにお申し込みください。
- 7 申込期間 令和7年10月29日（水）～令和7年11月12日（水）必着
- 8 受講料 無料
- 9 その他 昼食については各自でご準備ください。
- 10 受講申し込み、お問い合わせ先

一般社団法人 秋田県社会福祉士会 事務局
〒010-0922
秋田市旭北栄町1番5号 （秋田県社会福祉会館内）
TEL. 018-896-7881 FAX. 018-896-7882
E-mail akitaken-csw@flute.ocn.ne.jp

介護施設・サービス事業従事者向け高齢者虐待対応研修プログラム

11月26日(水) 場所:中央シルバーエリア(多目的ホール)			
時間	科目	内容	担当者
9:30～ 9:55	受付		
9:55～ 10:00	開会・オリエンテーション		
10:00～ 10:10 (10 分)	開会挨拶 研修の目的とねらい	本研修の目的とねらい	秋田県社会福祉士会
10:10～ 11:10 (60 分)	〔講義 1〕	○高齢者虐待防止法について ○高齢者の権利擁護及び養護者支援について	秋田県社会福祉士会 権利擁護委員会
11:10～ 11:20	休憩		
11:20～ 12:20 (60 分)	〔講義 2〕	○高齢者虐待防止法の対応状況調査結果等を踏まえた未然防止、早期発見及び再発防止に向けた対策について	秋田県社会福祉士会 権利擁護委員会
12:20～ 13:20	(昼食休憩)		
13:20～ 14:20 (60 分)	〔講義 3〕	○高齢者介護と身体拘束廃止について	秋田県社会福祉士会 権利擁護委員会
14:20～ 14:30	休憩		
14:30～ 16:30 (120 分)	〔講義 4・演習〕	○身体拘束廃止のための課題解決の考え方 ○施設等内における高齢者の権利擁護のための取組	秋田県社会福祉士会 権利擁護委員会